



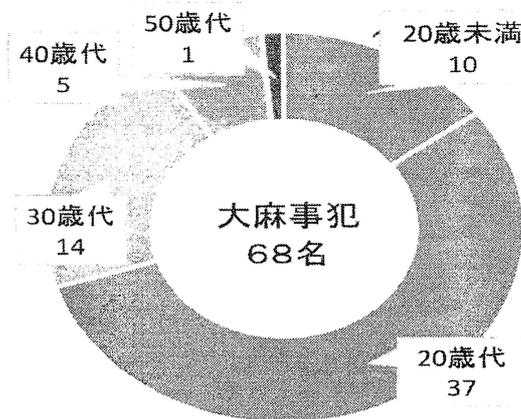
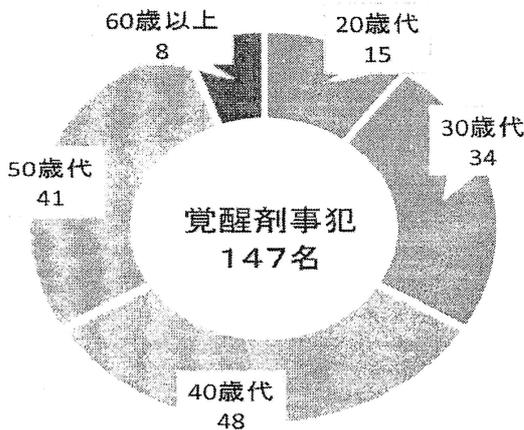
# 6月のお知らせ



## ☆ 薬物乱用防止対策の推進について

＜令和2年中の薬物事犯検挙状況＞

【年齢層別検挙状況】



薬物事犯の約7割が覚醒剤事犯で最も多く、次いで大麻事犯となっており、それぞれ年齢層別によると、覚醒剤事犯は30歳代と40歳代が約6割を、大麻事犯は30歳未満が約7割を占めています。

また、覚醒剤事犯の約8割が再犯者であり、大麻事犯は約6割が初犯者です。

「1度だけ」という好奇心や遊びのつもりでも、薬物の依存症によって、自分の意思ではやめることができなくなります。

絶対に手を出してはいけません。

## ☆ 不法就労・不法滞在防止にご協力を！

＜不法就労・不法滞在防止のために＞

不法就労は、「犯罪」になります。不法就労させた事業主も処罰の対象となるため、外国人雇用時には、在留カードを確認する等、就労資格確認の徹底をお願いします！

○ 不法就労とは ※ 例外等、詳しくは出入国管理庁のHPをご覧ください

① 不法滞在者や被退去強制者が働くこと

② 出入国在留管理庁から働く許可を受けてないのに働くこと

③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くこと

○ 在留カードとは ※ 観光目的の短期滞在者等は対象となりません。

中長期間在留する外国人に対して交付される、基本身分事項や在留資格・期間等が記載されたカードのこと。

在留カードを確認する際は、表面の「就労制限の有無」欄や裏面の「資格外活動許可」欄を確認してください。

私たちが国際交流を推進し、社会の健全な発展を図るためには、この問題について正しく理解し、外国人の不法就労をなくすよう心がけることが大切です。



**詐欺にあわないための合い言葉  
渡すなキャッシュカード!教えるな暗証番号!**

○ 不法就労とは ※ 例外等、詳しくは出入国管理庁のHPをご覧ください

- ① 不法滞在者や被退去強制者が働くこと
- ② 出入国在留管理庁から働く許可を受けてないのに働くこと
- ③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くこと

○ 在留カードとは ※ 観光目的の短期滞在者等は対象となりません。

中長期間在留する外国人に対して交付される、基本身分事項や在留資格・期間等が記載されたカードのこと。

在留カードを確認する際は、表面の「就労制限の有無」欄や裏面の「資格外活動許可」欄を確認してください。

私たちが国際交流を推進し、社会の健全な発展を図るためには、この問題について正しく理解し、外国人の不法就労をなくすよう心がけることが大切です。



**詐欺にあわないための合い言葉  
渡すなキャッシュカード!教えるな暗証番号!**